

○福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免規則

〔平成20年4月1日〕
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第21号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる保険料)

第2条 保険料の減免は、当該賦課年度に属する保険料のうち、減免を申請した日において納期限が未到来であるもの（既に納付されているものを除く。）に限り行うものとする。ただし、条例第20条に規定する保険料に関する申告書を提出していない場合にあつては、保険料の減免を行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保険料の減免の申請が、当該減免に係る事由の発生した日から2箇月以内になされた場合にあつては、当該事由の発生した日以降に納期限が到来する保険料について、減免を行うことができる。

(減免の要件、基準及び割合)

第3条 広域連合長は、保険料の納付義務者が条例第19条第1項第1号に掲げる事由に該当するときは、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の保険料を減免するものとする。

2 広域連合長は、保険料の納付義務者が条例第19条第1項第2号から第4号までに掲げる事由に該当し、かつ、保険料の納付が著しく困難と認められるときは、当該納付義務者の実情等を勘案し、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の保険料を減免するものとする。

3 条例第19条第1項第2号から第4号までの収入が著しく減少したとは、当該減免に係る事由が発生した日の後3箇月の平均収入が、当該減免に係る事由が発生した日の前3箇月の平均収入に比して、概ね2分の1以下に減少した場合をいう。

4 第1項及び第2項の規定において、2以上の事由に該当するときは、その減免する額が最も大きくなる事由を適用する。

5 第1項及び第2項の規定により算出した保険料の額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(減免の取消)

第4条 広域連合長は、保険料の減免を受けた納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の減免の取消しをすることができる。

(1) 減免を受けた納付義務者の資力の回復その他の事情の変化により減免することが不相当であると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為により減免を受けたとき。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

損害の程度	減免額
家屋が全壊、流出、全焼、埋没等により原形をとどめておらず、復旧不能である場合又は家屋の主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合であって、家屋の価格の概ね3分の2以上の損害を受けたとき。	保険料の全額
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受けたことにより居住目的を著しく損じた場合であって、家屋の価格の概ね2分の1以上の損害を受けたとき。	保険料の2分の1に相当する額
下壁、畳等に損傷を受けたことにより居住用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合であって、家屋の価格の概ね5分の1以上の損害を受けたとき、又は家財その他の財産の概ね2分の1以上の損害を受けたとき。	保険料の3分の1に相当する額

別表第2（第3条関係）

保険料の納付義務者の属する世帯の今年度収入見込額等	減免額
生活保護基準額に当年度未到来月数を乗じて得た額の100分の100未満	保険料の全額
生活保護基準額に当年度未到来月数を乗じて得た額の100分の130未満	均等割額を7割軽減して得た額を超える保険料の全額